

野生イノシシにおける
アフリカ豚熱防疫対策
マニュアル

2025年3月

茨城県

目 次

第1	防疫対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	基本方針	
2	組織体制及び各組織の構成員と分掌事務	
3	現地対策班の構成人数	
第2	野生イノシシにおけるASF発生時の防疫対応・・・・・・・・	8
1	防疫対応の区分	
2	区分毎の防疫対応	
	(1) 遺伝子検査陽性から病性判定まで	
	(2) 病性判定直後	
	(3) 防疫措置	
	(4) 防疫措置終了後	

第1 防疫対策の基本方針

1 基本方針

アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）は、病原性が高いことに加え、治療法やワクチンがないことから、本病が国内に侵入し、まん延すれば養豚産業に及ぼす影響が甚大である。

ASFの感染拡大には、野生イノシシの関与が極めて大きいと考えられており、野生イノシシでASFがまん延した場合、養豚場への侵入を防ぐため、野生イノシシの死体処理や消毒等の防疫対策が重要となる。

そのため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号。以下「法」という。）及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日（一部変更：令和3年10月1日）農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（令和6年3月28日農林水産省消費・安全局長公表。以下「基本方針」という。）に基づき実施する野生イノシシにおけるASF防疫対策を、国、市町村、関係団体、生産者等と協力連携し、円滑に推進するため、「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫対策マニュアル（以下「本マニュアル」という。）」を定める。

野生イノシシにおける防疫対策は、ASF陽性判定された野生イノシシの発見場所により大きく異なることから、本マニュアルにおいては基本的な防疫措置の組織体制、連絡体制及び時系列毎の対応事項等について定める。

2 組織体制及び各組織の構成員と分掌事務

(1) ASF防疫対策本部

ア 設置

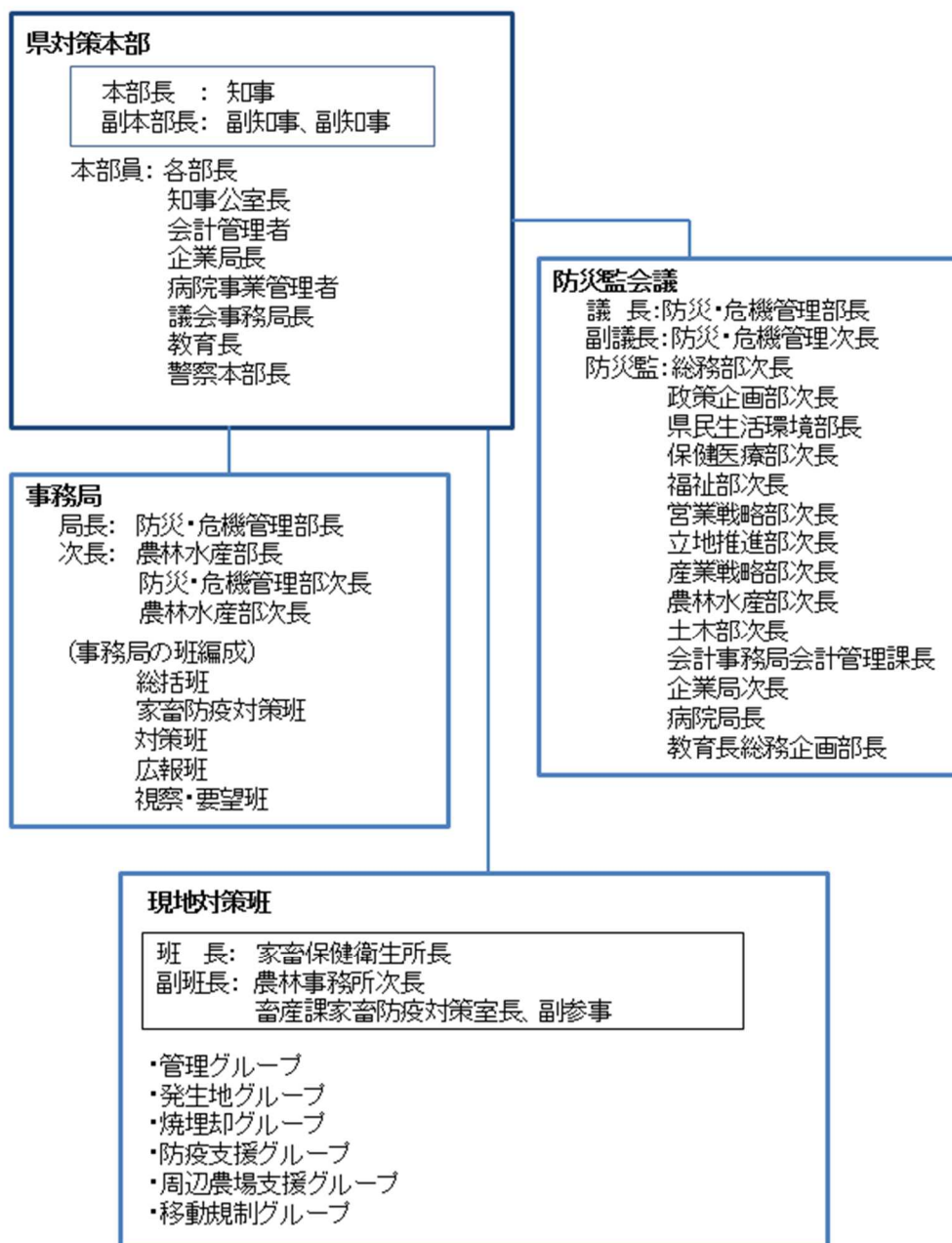
県内に生息する野生イノシシでASFが発生した場合（病性判定で陽性と判定）又は隣接県で発生が確認され、移動制限区域が県内に設定された場合には、対応方針の策定や広報等を行うとともに、国や近隣県等の関係機関との連絡調整や現地対策班への指示・支援等を行うため、県はASF防疫対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置する。

イ 組織【図1】

- (ア) 県対策本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (イ) 本部長は、知事とする。
- (ウ) 副本部長は、副知事とする。
- (エ) 本部員は、「茨城県危機管理指針別表4」に掲げる者をもって充てる。
- (オ) 県対策本部には、事務局を置く。
- (カ) 事務局には、県対策本部の運営や各部等の連絡調整のための総括班を、防疫対策全体の企画立案と進行管理等を担う家畜防疫対策班を、各部及び関係機関との連絡調整等のため対策班を、広報業務の総合調整等のため広報班を、

- 政府・国会等への要望陳情等のため視察・要望班を置く。
- (キ) 県対策本部は「茨城県危機管理対策本部設置要綱」のとおり部を置く。
- (ク) 農林水産部は野生イノシシにおける防疫作業を実施するため、家畜保健衛生所長を班長とした現地対策班を設置する。

【図 1】 県対策本部及び現地対策班の組織構成



ウ 事務局の編成

(ア) 総括班

班 長：防災・危機管理課長

副班長：防災・危機管理課副参事

構成員：防災・危機管理課員

主な役割：県対策本部及び防災監会議等の運営及び会議の開催

(イ) 家畜防疫対策班

班 長：畜産課長

副班長：畜産課家畜衛生対策室長・副参事

構成員：畜産課員

主な役割：

グループ名	主な役割
統括・情報・防疫対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・危機管理課との連絡調整 ・ 防疫対策に係る情報収集と情報提供 ・ 防疫対策全体の企画立案と進行管理、現地対策班との調整 ・ 国、他県、各課、関係団体との連絡調整 ・ 国、他県獣医師の動員要請と受入れ調整
連絡調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時等の各関係課・機関への連絡 ・ 協定派遣団体との動員協力の連絡調整・業務委託
流通対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒ポイントに係る運営管理・業務委託
資材調達グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫に必要な資材や機材の確保と防疫対策拠点への運搬手配 ・ 防疫対策に必要な予算の措置、執行管理
経営支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設との連絡調整 ・ 焼埋却の運営に必要な手続き・進行管理 ・ 移動制限対象農場の手当金に係る予算の措置、執行管理
現地対策班 駐在グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村及び地域団体との動員調整・動員名簿管理 ・ 家畜防疫対策班との連絡調整

(ウ) 対策班

班 長：消防安全課課長補佐(総括)

副班長：防災・危機管理員、消防安全課員、原子力安全対策課員

班 員：各部等企画調整担当

主な役割：各部及び関係機関との連絡調整

(エ) 広報班

班 長：報道・広聴課長

副班長：報道・広聴課副参事、報道・広聴課長補佐、営業企画課課長補佐

班 員：報道・広聴課員、営業企画課員、プロモーションチーム員

主な役割：広報業務の総合調整、県民への広報広聴、県民相談窓口の設置、報道機関への対応

(オ) 視察・要望班

班 長：政策調整課課長補佐(総括)

副班長：総務課課長補佐、政策調整課課長補佐

班 員：総務課員、市町村課員、秘書課員、政策調整課課員議会事務局員

主な役割：政府、国会等への要望陳情、国の機関の視察・調査に対する対応

エ 現地対策班の編成

班 長：陽性野生イノシシ発見地域を管轄する家畜保健衛生所長

副班長：陽性野生イノシシ発見地域を管轄する農林事務所次長

主な役割：

グループ名	主な役割
班長	・ 防疫措置総括
副班長	・ 現地対策班長補佐、家畜防疫対策班との連絡調整
管理G	・ 防疫措置に係る情報整理・提供 ・ 病性鑑定、疫学調査 ・ 防疫資材備蓄センターの管理運営 ・ 関係市町村及び関係警察署等との連絡調整
発生地G	・ 防疫措置全体の計画作成・進行管理 ・ 防疫措置（死体の捜索・防護柵等の設置）の実施
焼埋却G	・ 死亡した野生イノシシ（以下「死亡イノシシ」という。）の焼却施設への運搬・消毒・管理 ・ 死亡イノシシの埋却作業
防疫支援G	・ 防疫対策拠点の設置・運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動員者及び資材の受入れ、管理 ・ 市町村との調整協議 ・ 駐車場の確保、運営、交通整理 ・ 現場の状況把握、家畜防疫対策班との連絡調整 ・ 休憩給食等動員者支援
周辺農場支援G	周辺農場の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺農場の立入、衛生指導及び検査 ・ 防疫計画の策定 ・ 移動制限の対象外とするための国との協議・検査
移動規制G	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行制限及び消毒ポイントの設置、運営

3 現地対策班の構成人数

野生イノシシにおける防疫措置は山林等での作業が見込まれることから、原則として日中のみ（概ね8時間）の作業とする。ただし、消毒ポイントについては24時間体制の運営となることから、移動規制Gのみ1クール8時間の1日3班体制とする。

また、発生地Gにおける死体の搜索等の作業については、7月から9月の間で熱中症指数計の暑さ指数(WBGT)25度以上又は気温30度以上となることが予想される場合は、昼間の作業を避け午前中や夕方に作業を行うなど、気温や日照時間を考慮の上、作業時間を決定する。

【表1】現地対策班全体の構成人数

所属	作業時間あたりの人数	
	準備	8時間
家畜保健衛生所 ^{※1}	14	41
畜産課	2	2
農林事務所畜産振興課	5	3
農林事務所 ^{※2}	5	11
畜産センター	0	1
環境政策課（県民センターを含む）	1	1
県警	0	6
国	1	1
市町村	10	12
団体職員等	4	16
合計	42	94

※1 班長（現地家畜保健衛生所長）を含む

※2 副班長（現地農林事務所次長）を含む

【表2】管理グループの構成人数

役割	所属	作業時間あたりの人数	
		準備	防疫作業中(8時間)
現地対策班長	家畜保健衛生所(所長)	1	1
現地対策副班長	現地農林事務所次長	1	1
リーダー	家畜保健衛生所	1	1
総務・情報	家畜保健衛生所	2	2
	市町村	2	2
病性鑑定・疫学	県北家畜保健衛生所	3	3
防疫資材	家畜保健衛生所	2	2
	合計	12	12
所属別人数	家畜保健衛生所	9	9
	現地農林事務所(次長)	1	1
	市町村	2	2
	合計	12	12

【表3】発生地グループの構成人数

役割	所属	作業時間あたりの人数	
		準備	防疫作業中(8時間)
リーダー	家畜保健衛生所	1	1
サブリーダー	農林事務所畜産振興課	1	
	畜産課	1	
死体搜索係	農林事務所		1
	環境政策課(県民センターを含む)	1	1
	市町村	1	2
	団体職員(猟友会・森林関係)	1	4
死体回収係	委託業者	1	2
電気柵設置係	農林事務所		1
	畜産センター		1
	国	1	1
	市町村		1
	団体職員(畜産・森林関係、人材派遣)		6
	合計	8	21
所属別人数	家畜保健衛生所	1	1
	農林事務所畜産振興課	1	
	農林事務所		2
	畜産課	1	
	畜産センター		1
	環境政策課(県民センターを含む)	1	1
	国	1	1
	市町村	1	3
	団体職員	1	10
	委託業者	1	2
	合計	8	21

※ 死体搜索係は4名/班(県職員1名、市町村職員1名、団体職員2名)で2班編成し、電気柵設置係は5名/班(県職員1名、国又は市町村職員1名、団体職員3名)で2班編成することを想定しているが、防疫措置の実施場所に応じて班数や構成人数を変更するものとする。

【表 4】 焼埋却グループの構成人数

役割	所属	作業時間あたりの人数	
		準備	防疫作業中(8時間)
リーダー	農林事務所畜産振興課	1	1
サブリーダー	畜産課	1	1
運搬・焼却	団体職員	2	4
	合計	4	6

【表 5】 防疫支援グループの構成人数

役割	所属	作業時間あたりの人数	
		準備	防疫作業中(8時間)
リーダー	家畜保健衛生所	1	1
サブリーダー	農林事務所畜産振興課	2	1
対策拠点	畜産課(家畜防疫対策班) 市町村	1	1
	合計	4	4

【表 6】 周辺農場支援グループの構成人数

役割	所属	作業時間あたりの人数	
		準備	防疫作業中(8時間)
リーダー	家畜保健衛生所	1	1
立入・経営支援	家畜保健衛生所	1	29
	合計	2	30

【表 7】 移動規制グループの構成人数

役割	所属	作業時間あたりの人数		
		準備	防疫作業中(8時間)	(24時間)
リーダー	農林事務所畜産振興課	1	1	3
サブリーダー	家畜保健衛生所	1		
通行制限	農林事務所	2		
	市町村	2	2	6
消毒ポイント	県警		2	6
	農林事務所	2	8	24
	市町村	4	4	12
	県警		4	12
	合計	12	21	63
所属別人数	家畜保健衛生所	1		
	農林事務所畜産振興課	1	1	3
	農林事務所	4	8	24
	市町村	6	6	18
	県警		6	18
	合計	12	21	63

※ 概ね 24 時間で外部委託。それ以降はリーダー（1名）が必要資材等の管理を担う。

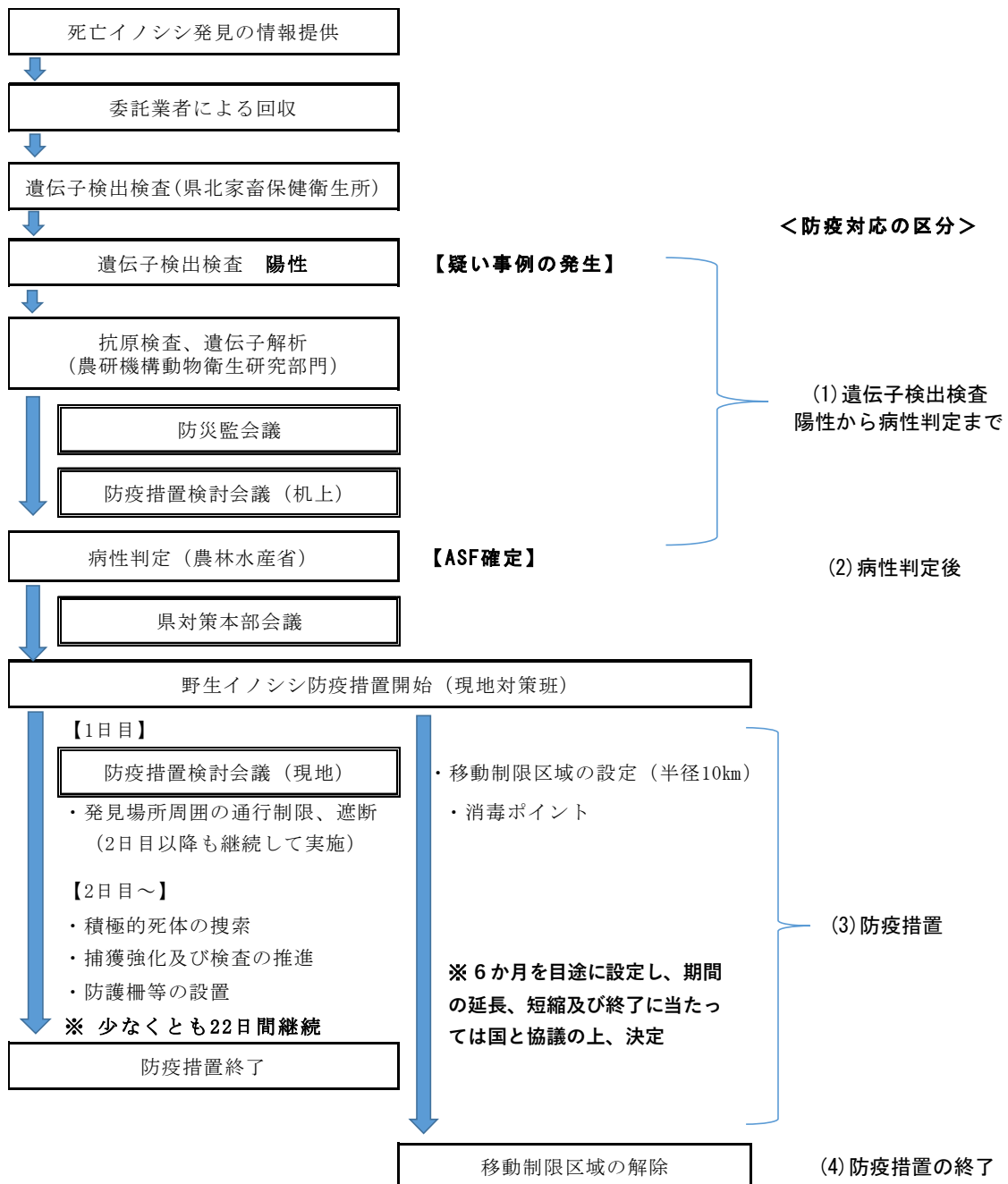
第2 野生イノシシにおけるASF 発生時の防疫対応

1 防疫対応の区分

野生イノシシにおけるASF発生時の防疫対応は、遺伝子検出検査陽性から防疫措置の終了までを時系列で、次の4つに区分する。

- (1) 遺伝子検出検査陽性から病性判定まで
- (2) 病性判定後
- (3) 防疫措置
- (4) 防疫措置の終了

【図2】野生イノシシにおけるASF 検査から防疫措置終了までのフロー



2 区分毎の防疫対応

区分毎の県対策本部及び畜産課（家畜防疫対策班）、家畜保健衛生所（現地対策班）の対応は次のとおりとする。

(1) 遺伝子検出検査陽性から病性判定まで

＜畜産課（家畜防疫対策班）の対応＞

ア 関係各所への連絡

- ・畜産課は、遺伝子検出検査陽性の連絡を受けた際には、農林水産部長に報告し、部内各課（→出先機関）、防災・危機管理課（→各部局庁）、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）、他家畜保健衛生所（→関係市町村）、他農林事務所（→管内市町村）、庁内関係者（課）※、畜産関係団体、県猟友会及び隣接県に電話及びメール等（時間外、休日の場合は携帯メール等）により連絡する。

※ 庁内関係者（課）：政策調査室（知事）、秘書課（副知事）、報道・広聴課、総務事務センター、総務課（→県民センター）、環境政策課（→県央環境保全室）、生活衛生課、道路維持課、県警察本部（→関係警察署）、議会事務局

イ 知事への報告と伺い

- ・報告：発生の概要、当面の措置、今後の対応
- ・伺い：遺伝子検査が陽性になった段階で知事に報告し、防災監会議開催、総括班及び家畜防疫対策班の設置、現地対策班の設置及び必要に応じて国・他県獣医師の派遣要請について伺う。

ウ 報道機関への公表

- ・公表の有無及び内容について、動物衛生課と協議し決定する。

エ 国・他県外獣医師の派遣要請へ向けた準備

オ 死体の処理方法の検討

- ・焼却施設に対し、死体の受入れの可否を確認する。
- ・埋却を行う場合は、埋却地を検討する。

カ 家畜防疫対策班の設置

- ・農林水産部長は、防疫対策全般の立案・進捗管理及び現地対策班等との連絡調整のため、家畜防疫対策班を設置する。
- ・農林水産部長は、現地対策班を設置する。

キ 防災監会議の開催

- ・総括班（防災・危機管理課）は防災監会議を開催し、家畜防疫対策班（畜産課）は、防災監会議を通じて、発生の概要及び今後の対応について各部局と情報共有する。

ク 防疫措置検討会議の開催(机上)

- ・家畜防疫対策班長は、防疫措置の実施方針を確認し、防疫措置の実行計画を作成するため、関係者を招集の上、防疫措置検討会議を開催する。

※ 参集範囲：畜産課家畜衛生対策室、家畜保健衛生所、管轄農林事務所畜産振興課、環境政策課、関係警察署、関係市町村、動物衛生課、県猟友会事務局、地元猟友会、国が派遣する野生動物の専門家、イノシシ死体回収委託業者

ケ 外部委託のための準備（消毒ポイントや防疫対策拠点運營業務等）

<家畜保健衛生所（現地対策班）の対応>

ア 関係者への情報共有

- ・現地家畜保健衛生所は、現地農林事務所、管轄市町村、関係警察署及び管轄の豚、イノシシ農場に連絡する。

イ 農研機構動物衛生研究部門への検体搬入（県北家畜保健衛生所）

ウ 周辺農場の確認と移動の自粛

- ・発見地点から半径 10km 圏内の豚、イノシシ飼養農場（以下「周辺農場」という。）及びと畜場等の家畜集合施設をリストアップし、畜産課に報告する。
- ・周辺農場に対して、家畜や排泄物等について当該農場から移動しないことを指示し、移動制限の対象外を動物衛生課と協議するため、対象物の移動経路について調査する。

エ 周辺農場の防疫計画策定

- ・必要な人員や資機材、埋却地等について検討する。

オ 防疫措置の開始に備えた準備

- ・防疫措置に必要な人員及び資機材を算出する。
- ・通行制限又は遮断の実施を検討する
- ・消毒ポイント設置場所を選定する。
- ・防疫対策拠点の設置準備

カ 防疫措置検討会議（机上）の準備

- ・防疫措置検討会議の開催のため、現地及び関係市町村に対し、陽性イノシシ発見場所周囲の地図等の準備を依頼するとともに開催場所の調整を行う。
- ・家畜防疫対策班と連携の上、防疫措置検討会議の資料として使用する防疫措置の実行計画の素案を作成する。

キ 他農林事務所への動員依頼

- ・現地対策班の農林事務所次長は、他農林事務所への動員依頼する場合には、各農林事務所次長へ連絡する。

ク 防疫対策拠点と必要資機材の準備

- ・防疫支援グループは、防疫作業者の受付準備、防疫資材や飲料の搬入、管理、消毒機材の設置、通信連絡・事務処理環境の整備、レンタカーの受け取り等の準備を実施する。

ケ 焼埋却作業の準備

- ・死体の焼却を実施する場合、作業に必要な資機材や養生に必要な資材を準備する。
- ・死体の埋却を実施する場合、埋却場所を現地確認するとともに、埋却作業に向けた準備を行う。また、現地市町村及び家畜防疫対策班と連携し、必要に応じて住民説明を行う。

(2) 病性判定後

<家畜防疫対策班及び総括班の対応>

ア 関係各所への連絡

- ・家畜防疫対策班は、農林水産省の病性判定結果を、現地対策班に連絡する。
- ・家畜防疫対策班は、農林水産部長に報告するとともに、部内関係各課（→関係出先機関）、防災・危機管理課（→各部局庁）、他家保、他農林事務所（→管内市町村）、庁内関係者（課）、市長会・町村長会、畜産関係団体、猟友会及び隣接県に電話及びメール等（時間外、休日の場合は携帯メール等）により連絡する。
- ・庁内関係者（課）：政策調査室（知事）、秘書課（副知事）、報道・広聴課、総務事務センター、総務課（→県民センター）、環境政策課（→県央環境保全室）、生活衛生課、道路維持課、県警察本部（→関係警察署）、議会事務局

イ 知事への報告と伺い

- ・報告：病性判定結果、防疫措置の実効計画の概要
- ・伺い：防疫措置開始の指示

ウ 県対策本部会議の開催

- ・総括班は、県対策本部会議を開催する。
主な会議内容：防疫措置計画の説明、記者レク資料の説明
※ 知事業務報告の上、書面、メール等による開催とする場合あり。

エ 報道機関への公表

- ・家畜防疫対策班は、県対策本部会議開催後、病性判定結果について報道機関へ情報提供を行う。以降、県対策本部会議後には報道機関への情報提供を行う。

オ 移動制限区域の設定

- ・動物衛生課と協議の上、原則として、陽性判定された野生イノシシが確認された地点を中心とした半径 10 km 以内の区域を移動制限区域として設定し、告示する。

- ・動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の家畜集合施設の開催等を制限する。
- ・周辺農場に対し、防疫指針第 21 の 4 の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について報告を求めることを告示する。

カ 必要資機材の調達

キ 焼埋却作業に向けた準備、連絡調整

- ・野生イノシシの死体を移動させるため、移動制限の対象外協議を行う。

ク 外部委託のための準備（消毒ポイントや防疫対策拠点運營業務等）

<現地対策班の対応>

ア 関係各所への連絡

- ・現地対策班は、家畜防疫対策班からの連絡を受け、関係市町村、関係警察署へ病性判定結果を連絡する。

イ 防疫措置検討会議の開催（現地）

- ・家畜防疫対策班及び現地対策班は、積極的死体の搜索等の防疫措置実施予定場所の現地調査を行い、防疫措置の実効性を確認するとともに具体的な手順や今後の方針を決定する。
- ・市町村に対し、地権者の確認と事前調整を依頼する。

ウ 消毒ポイントの運営開始

エ 通行制限又は遮断の実施

オ 周辺農場の立入等

- ・防疫指針第 24 の 1（2）に基づき、周辺農場に対し立入検査を行い、特定症状の有無を確認するとともに必要に応じて病性鑑定を実施する。
- ・飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。
- ・周辺農場に対し、告示に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について確認する。

カ 移動制限区域内の家畜集合施設について、事業を再開させるための要件に該当しているか確認及び指導を実施する。

(3) 防疫措置

ア 共通事項

- ・作業は日中のみとし、作業者の安全性を十分に考慮した上で、基本方針に基づき作業を実施する。
- ・作業者が ASF ウイルス拡散の原因にならないよう、作業前後の防護服、靴底、道具、車両等の洗浄・消毒等の措置を徹底する。
- ・近隣県の野生イノシシにおいて ASF 陽性が確認され、本県が防疫措置の対象範囲に含まれる場合は、近隣県と連携の上、防疫措置を実施する。

イ 積極的死体の搜索（半径 3 km 以内の区域）

- ・ 搜索範囲及びルートは、ASF 陽性確認地点及び感染源となり得ると考えられた地点を中心とした半径 3 km 以内を基本とするが、周囲の地形や現地調査結果、イノシシの生息域、県猟友会等からの助言を踏まえ、決定する。
 - ・ 死体を発見した場合は、検体を採材し、遺伝子検出検査を実施するとともに、発見場所及びその周囲の消毒を徹底
 - ※ 原則として防疫措置は、作業班を死体搜索班と死体回収班に分けて設置する。
 - ・ 発見した死体は、基本方針第 11 に基づき、県北家畜保健衛生所で実施する遺伝子検出検査の結果を待たずに、汚染物品として処理する。
 - ・ 近隣住民等からの死体発見に関する通報を促進するため、チラシ等を活用した周知を行う。
- ウ 防護柵等の設置による野生イノシシの散逸・侵入防止措置（半径 3 km の外縁）
- ・ 現地調査の結果、ASF 感染野生イノシシの移動を抑制するため、防護柵等の設置が有効であると考えられる場合は、設置範囲に応じて人員を配置し、防護柵等を設置する。
 - ・ 設置の際は、管轄市町村に対し、地権者、土地の管理者等の確認及び調整を依頼する。
 - ・ 設置に当たっては、防護柵等の敷設について技術的な知見を有する者や設置場所の地形及び野生イノシシの生息状況を把握している者を配置する。
 - ・ 電気柵を利用する場合は、下草の草刈等を実施するとともに漏電対策が行われた電源装置を使用する。
 - ・ 防疫措置を行う範囲の近隣に豚等を飼養している農場がある場合は、飼養豚等の ASF 感染を防ぐため、家畜保健衛生所の指導のもと防護柵等を増設することを検討する。
- エ 捕獲強化及び検査の推進（半径 3 km から 10km 以内の区域）
- ・ 地元の猟友会へ協力を依頼し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項または第 14 条の 2 に基づき捕獲を行い、捕獲したイノシシにおいては検査を実施する。
 - ・ 捕獲の強化を行う場所の選定は、防疫措置実施周辺地域における養豚場の所在地、地形、野生イノシシの生息域等を考慮の上、決定する。
 - ・ 捕獲者に対しては、ウイルス拡散防止のため必要な消毒指導や衛生資材の提供を行う。

(4) 防疫措置の終了

ア 防疫措置の期間

- ・ 防疫指針に基づき、少なくとも 22 日間は防疫措置を実施するが、感染の状況によっては、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会の意見に

基づき期間を延長する。

イ 移動制限の解除

- ・移動制限の期間は当初は6か月を目途に設定し、期間の延長、短縮及び解除に当たっては、動物衛生課と協議の上、決定する。

ウ 関係各所への連絡等

- ・家畜防疫対策班及び現地対策班は、防疫措置の終了や移動制限の解除をした際は、2の(2)のア～エと同様に関係各所への連絡、知事への報告、県対策本部会議の開催及び報道機関への公表を行う。